

新監告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年度定期監査を執行し、同条第14項の規定により、当該監査の結果における口頭講評事項に対する改善策について報告があったので、次のとおり公表する。

令和6年5月17日

新座市監査委員 松 本 四 郎

新座市監査委員 鈴 木 秀 一

令和5年度定期監査口頭講評事項に対する各所属の改善策

1 総合政策部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

2 総務部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
人事課	<p>・ 休職に伴う通勤手当返納事務について 公共交通機関で通勤している職員の通勤手当について、職員が休職したことに伴い発生した過支給の通勤手当の返納手続を、当該年度内に行わず、本人が復職した時に行う取扱いとしていたため、令和2年度に発生していた通勤手当の過支給の返納請求を令和5年度に行っていた。</p> <p>この取扱いは会計年度所属区分に則しておらず、また、返納漏れ等のリスクもあるため、当該年度内に返納請求するよう改めていただきたい。</p>	<p>毎月の給与処理時に休職等を取得する職員の手当を確認し、年度末にも改めて確認する。</p>
人事課	<p>・ 日当を支給している宿泊を伴う出張における昼食代の支給について 宿泊を伴う出張2件について、日当を支給しているにもかかわらず、昼食代として合計4,800円加算して旅費の支給を行っていた。</p> <p>日当は、旅行中における昼食代等の雑費に対する実費弁償という性質であるため、別途、昼食代を加算して旅費の支給を行うことは重複支給に当たり、不適切である。支出根拠の確認を怠らず、適切な執行に努めていただきたい。</p>	<p>支給根拠となる法令を十分に確認した上で支給事務を進めていく。</p>

3 財政部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

4 市民生活部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
環境課	・ 組織としての事務の管理体制の改善について 予算執行事務を調査したところ、事務の誤りや漏れ等が散見された。適切な事務執行を求めるとともに、事務の管理体制の改善を行っていただきたい。	個々の事務のスケジュール管理等について、係長、課長を含めた組織として管理していくことを改めて徹底した。

5 総合福祉部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

6 こども未来部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

7 いきいき健康部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
国保年金課	・ 個人情報管理の徹底並びに事務執行の改善について 重点監査項目において調査した結果、令和5年9月末時点で郵送物の誤送付事故が短期間で3件発生し、1件目の事故発生後、改善策を実施していなかったため、連続で事故が発生したものであった。個人情報管理の徹底並びに適切な事務執行を求めるとともに内部統制の向上を図られたい。	個人情報の管理を更に徹底するとともに、通知等の封入封緘作業に当たっては、複数の者による二重の確認を行い、再発防止に努める。 また、通常の業務全般においても確認事務を徹底し、内部統制の向上に努める。

8 まちづくり未来部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
新座駅北口 土地区画整 理事務所	・ 予算措置及び支出負担行為前の業務実施について 業務委託2件及び工事2件について、事務の遅れ等の理由により、1件は予算措置を行わず、また4件全て支出負担行為を行わないまま、業務を実施し、履行期間後に、予算措置及び支出負担行為を	本件の講評内容について事務所内全体で問題意識を共有するとともに、予算執行の手引き等のマニュアルに基づく適正な事務執行の履行を再認識させた。 今後は、各事務において執行予定から支出まで適正なスケジュール管理を

	行ったものである。適切な事務執行を求めるとともに、内部統制の向上を図りたい。	行うことを徹底し、適正な事務執行に努める。
--	--	-----------------------

9 インフラ整備部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
道路管理課	<p>・ 新座駅南口駅前公衆無線LAN設備工事における予算措置及び支出負担行為前の工事着手について</p> <p>新座駅南口駅前公衆無線LAN設備工事について、工事実施前に受領している見積書で予算が不足していることを認識していたにもかかわらず請書の徴取及び支出負担行為を行わないまま工事に着手していた。この理由について、確認したところ、現場の状況により工事費が増額になる可能性があり、予算流用等の必要な手続を先に行うと、工事費が増額となった場合、更に手続を行わなければならないと煩雑となるため、予算流用及び支出負担行為を行わなかったとのことであった。なお、同工事は、工事実施前に提出された見積書の金額と同額で施工が完了している。</p> <p>本来であれば、流用等により予算を確保した上で、適切な時期に請書等必要な書類を受領し、支出負担行為を行ってから着手すべきところである。</p> <p>内部統制の向上を図るとともに、適切な予算執行をしていただきたい。</p>	<p>今回の事業においては、業者が現場調査をした結果、地下施設内での工事であり配管等の調査をしてみないと見積が提出できないとのことから、調査を含めた工事を先行して実施せざるを得なかった。請求金額が判明した段階で予算が不足していることが確定したが、当該施設が指定管理者の管理する施設であったことなどから、調査調整等にかなりの時間を要したため遑りでの流用、契約となってしまった。</p> <p>書類上は不備なく進めたが、実態としては未契約での調査及び工事実施となってしまった。</p> <p>今後は未契約での現場着工を厳に慎むものとし、併せて事務に遑りが生じないように十分注意する。</p>

10 教育総務部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
中央公民館	<p>・ 新座市立畑中公民館における雨漏り補修工事の発注について</p> <p>新座市立畑中公民館2階廊下雨漏り補修工事及び新座市立畑中公民館2階研修室雨漏り補修工事について、同館屋上を施工場所とする、同一工期の防水工事であったが、契約を分割し、同一業者と随意契約していた。また、見積業者選定から工事完成、工事検査まで全て同一の日付であり、分割して発注した合理的な理由を客観的に確認できなかった。</p> <p>本件については、一括発注が可能な工事と考える。工事を行うに当たっては、事業内容を十分に検討し、適切な発注に</p>	<p>予算執行の手引き等のマニュアルを再確認し、適正な予算執行に努める。</p>

	努められたい。	
--	---------	--

1 1 学校教育部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
学務課	<p>・人事管理及び事務執行の改善について調査の結果、発令通知書と異なる会計年度任用職員の勤務、学校運営協議会委員報酬の支給誤りがあった。</p> <p>教育委員会と学校との連絡体制を強化するとともに、会計年度任用職員等の適切な人事管理を図られたい。</p> <p>また、就学援助費の支給漏れがあった。適切な事務執行を求めるとともに、内部統制の向上を図られたい。</p>	<p>一職種において複数認めていた勤務形態について、令和6年度から統一し、発令時の確認を確実にを行う。</p> <p>学校からの推薦に基づき事務を進めていたが、学校から訂正報告がなく、支払いが行われてしまった。各学校との連絡を密にするとともに、報酬を支払う前に名簿を基にした実績確認を再度行う。</p> <p>Excelの表の一部を削除したことを発見できなかったことによるものであった。ダブルチェック、トリプルチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>

1 2 その他の執行機関

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		